

(公印省略)
教財第 1730 号-3
令和2年5月15日

各 県 立 学 校 長 様

財 務 課 長

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱等の送付について

このことについて、兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱等を一部改正しましたので、関係書類とともに下記のとおり送付します。

つきましては、各校において支給要綱第5条第1項の規定に基づき、申請書類の提出日を定めたくて生徒・保護者等に関係書類を配布いただくとともに、申請者から提出のあった書類を審査いただくとともに、支給要綱第6条の規定に基づき、高校生等奨学給付金申請者一覧表（様式10-1）又は（様式10-2）及び高校生等奨学給付金支給決定（予定）一覧表（様式11-1）又は（様式11-2）を下記により提出願います。

今年度は、国の指針により、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者等の経済的負担を速やかに軽減することが求められているため、提出期日を昨年より1ヶ月程度前倒しすることとしています。当課からの予算令達についても迅速に行いますので、債権者登録の事務処理等も順次進めていただき、可能な限り早期に支給していただくようお願いします。

また、保護者の失職等により家計が急変した世帯についても新たに対象者に追加しています。このことについては、コロナ関連支援策として既に県のホームページに掲載されているため、問合せも多く寄せられており、案内を待っている保護者も多いと考えられます。

従来の高校生等奨学給付金は、就学支援金の申請状況から該当者を抽出することにより、必ずしも全員に対して周知を行う必要はありませんでしたが、家計急変世帯については、該当者の把握はできないため、保護者等からの申し出が必要となります。

また、給付額の決定にあたっては、申請日のあった月がもとなる基準日により算定され、家計急変の事実発生の日にさかのぼることはできません。

ついては、生徒・保護者が制度の不知により申請ができなかった、あるいは申請が遅れる等により給付額が少なくなった等の不利益が生じることのないよう、また保護者等とのトラブルを防止する観点からも、全ての生徒・保護者に対する周知徹底の手段を講じていただくようお願いします。

記

1 送付書類

- (1) 兵庫県国公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）支給要綱
- (2) 新旧対照表
- (3) 家計急変に係る兵庫県国公立高校生等奨学給付金事務処理要領
- (4) 高校生等奨学給付金に係る事務フロー等

(5) 奨学のための給付金Q&A（事務担当者用）

(6) 給付額パターン図

(7) 扶養関係パターン図

(8)、(9) 奨学のための給付金のご案内等

※ (7) は申請者と扶養者が異なる場合の例を示したものですので、事務の参考にしてください。

※ (8)、(9) は保護者等への周知用に参考作成したものですので、必要に応じてご利用ください。

2 提出書類

(1) 高校生等奨学給付金申請者一覧表：様式 10-1 又は様式 10-2

(2) 高校生等奨学給付金支給決定（予定）一覧表：様式 11-1 又は様式 11-2

※ 様式 10-2 及び様式 11-2 は、「家計急変用」の様式となっています。

家計急変により対象となる世帯は、様式 10-2 及び様式 11-2 に記入してください。

3 提出期日

【家計急変以外】

令和 2 年 8 月 2 8 日（金）

【家計急変の場合】

- ・ 7 月以前に家計が急変し対象となった者（基準日：7 月 1 日）

令和 2 年 8 月 2 8 日（金）

- ・ 7 月以降に家計が急変し対象となった者

書類受理後すみやかに提出

※原則として、書類を受理した月の翌月末までに令達・支給する

[問い合わせ・提出先]

兵庫県教育委員会事務局 財務課

学校経理・整備班（就学支援担当）担当：渡瀬

T E L : 078-341-7711（内線 5636）

E-mail : hiroki_watase@pref.hyogo.lg.jp